

発行：青森県教育庁教育政策課学校の幸せ推進室（〒030-8540 青森市長島1-1-1）



育児・介護の事情がある場合に際して、特別休暇や早出遅出勤務など様々な制度がありますが、そうした制度の一つとして、令和7年1月に「フレックスタイム制」を導入しました。現場の先生方からは、「どういった場合に活用できるの?」「活用してみた感想は?」などの問い合わせをいただいています。そこで、実際に活用した職員及び学校へのアンケート結果を基に、活用事例を紹介します!!



々々々々...

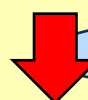
フレックスタイム制ってどんな制度?

～フレックスタイム制とは～

職員からの申告に基づき、校長が公務の運営に支障がない範囲で勤務時間の割振り等を行うものです。1週間から4週間までの期間を単位として、1週間あたりの勤務時間（38時間45分）を変えない範囲で、日によって勤務時間を長くする、短くするなど柔軟に割り振ることができます。

- (1) 対象
育児・介護を行う職員
- (2) 基準等
 - ① 週休3日制
週休日のほかに、平日のうちから勤務時間を割り振らない日を、単位期間の初日から1週間ごとに区分した各期間ごとに、1日を限度として設けることができる。
 - ② 1日の最低勤務時間
4時間
 - ③ コアタイム
校長が定めた標準休憩時間（各学校において通常割り振られている休憩時間）を除く4時間
- (3) 勤務時間の設定単位
15分

※詳細は令和7年1月24日付け青教員第511号通知を御確認ください。



裏面に活用事例を掲載しています!

事例1 県立高校 男性教諭Aさんの場合

◆フレックスタイム制を活用した理由は？
→こどものクラブ活動の送迎のためです。

◆実際に活用した際の具体的な内容は？
→通常の勤務時間は、8:10～16:40ですが、木・金曜日のみ、7:10～15:40に設定しています。
(朝1時間早く出勤し、帰り1時間早く退勤)

◆活用してよかったことは？
→木・金曜日は早めに帰宅できるため、仕事と家庭の両立を実感できることです。また、

15分単位で設定できる点がとても良いと感じています。

◆今後も活用する予定はありますか？また、活用する予定がある場合は、どのような場合に活用したいですか？
→今年度も活用する予定です。やはりこどものクラブ活動の送迎のために活用したいと考えています。



事例2 小学校 女性教諭Bさんの場合

◆フレックスタイム制を活用した理由は？
→こどもの保育園の送迎のためです。

◆実際に活用した際の具体的な内容は？
→通常の勤務時間は、8:00～16:30ですが、木・金曜日のみ、9:00～17:30に設定しています。
(朝1時間遅く出勤し、帰り1時間遅く退勤)

◆活用してよかったことは？
→朝の準備にゆとりができ、自分とこども、両方にとって良かったです。また、



朝、こどもがぐずったり、こどもの体調不良などの理由で、時間単位や1日単位の休暇を使うことも多かったので年次休暇の消費に関してもゆとりがもてるようになりました。



◆今後も活用する予定はありますか？また、活用する予定がある場合は、どのような場合に活用したいですか？
→年度初めの帰りが遅くなりそうな頃に、活用するかもしれません。

事例3 中学校 管理職Cさんの場合

◆職員からフレックスタイム制の活用希望の話があった時、どのように感じましたか？
→小さいお子さんがいる職員なので、使える制度があって良いと思いました。ただ、初めての活用になるので、通知文書を何度も確認しました。

◆職員がフレックスタイム制を活用するに当たり、校務運営への支障の有無を学校としてどのように判断しましたか？
→フレックスタイムを活用している職員の業務について、校内での協力体制を構築したため、支障がないと判断しました。



◆職員がフレックスタイム制を活用すると聞いたとき、周囲の反応はどうでしたか？
→特に大きな反応はありませんでした。